

## 平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成27年3月25日（水）午後2時開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 平成27年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成27年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第1号 瑞穂市教育員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 報告第2号 なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の制定について
- 日程第6 報告第3号 瑞穂市文化協会補助等交付要綱の制定について
- 日程第7 報告第4号 瑞穂私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第8 報告第5号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第12号 平成27年度瑞穂市教育の方針と重点について
- 日程第10 議案第13号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について
- 日程第11 議案第14号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の制定について
- 日程第12 議案第16号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 議案第17号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 議案第18号 瑞穂市立学校教育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第15 議案第19号 瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 日程第16 議案第20号 瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示について

日程第17 議案第21号 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を  
改正する告示について

日程第18 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成27年4月20日（月）午後2時00分から

閉会の宣告

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

河 合 和 義

加 藤 悟

麓 英 里

横 山 博 信

### ○本日の会議に欠席した委員

福 野 佐代子

### ○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 高 田 敏 朗

教育総務課長 久 野 秋 広

学校教育課長 杉 原 和

学校教育課総括課長補佐 松 野 光 広

幼児支援課長 山 本 康 義

幼児支援課総括課長補佐 鹿 野 正 美



### 開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。本日は各小学校においては卒業証書授与式が行われました。私も牛牧小学校で出席させていただきましたが、大変厳粛な良い卒業証書授与式でした。各委員の方におかれましても、それぞれの感動を得られたのではないかと思います。

本日は、大変議題も多くございますので早速進めさせていただきます。

只今より、平成 27 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。

本日は、福野委員が都合により欠席の連絡がありましたのでご報告致します。

---

### 日程第 1 平成 27 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成 27 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

○委員長 日程第 1 平成 27 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

○教育総務課長 平成 27 年第 2 回定例会の会議録修正についてご提案をさせていただきます。

お配りしてあります会議録において、日程第 14 号・日程第 15 号の意見聴取 平成 27 年度瑞穂市一般会計予算及び平成 27 年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、加藤委員のご発言で「講習会を行うようなことをやっていた」というところを「講習会を行うようなことを報道していました」と、市民に解り易い様に訂正させていただきました。学校教育課長の答弁で「理科教員」を「理科教諭」と訂正させていただきました。各小学校に理科の「専門はなしで良いと考えるので」を「専門はいませんが万全を期して行っています。」と訂正させていただきました。また、「新任対象の研修会につきましては、中学校または市教委からの指導を徹底し、指導力の向上」と訂正させていただきましたのでご承認をお願い致します。

○委員長 事務局より説明がありましたがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 27 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成 27 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認については承認する

ことと致します。

---

## 日程第2 会議録署名委員の指名について

- 委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。  
麓委員にお願い致します。
- 

## 日程第3 教育長の報告

- 委員長 日程第3 教育長より報告を求めます。  
○教育長 本日は各小学校の卒業証書授与式にご出席いただきましてありがとうございます  
ございました。

私は生津小学校に出席しておりましたが、元気にはきはきと最後まで行われました。子ども達が最後の合唱の時に泣いており校長先生も泣いていまして、保護者には大変うれしい光景だったのではないかと思います。

3月の議会で、土曜授業を5日間行うということについて質問が3人の議員からありました。土曜授業を行うことについて関心が高いのではないかと感じました。また、スポーツのトップアスリートの力をお借りして競技の向上や、スポーツの力を向上させるような取り組みについて一般質問もございました。これにつきまして、現在イビデンのバレーボールチームに市内の3中学校のバレーボール部が年2回指導を受けております。中体連でも優勝や準優勝で大変成果を上げておりますが、これはボランティアで行っていただいております。イビデンのバレーボールは全国のトップレベルで9人制であります。チーム全員で指導に来ていただいております。2年続けております。

また、朝日大学もフェンシングや卓球等のスクールの展開していただいております。小学校は聖徳学園大学やプールの指導者等が夏の水泳教室やタグラグビー等で指導に来ていただいておりますことを答弁しました。

いじめ防止の方針に関して、市庁舎にいじめの投書箱を設置してはどうかとのこともありましたが学校でも実施しております。

子どもだけではなく一般の会社でのいじめや地域でのいじめ等の広がりにより、各庁舎に設置してはどうかと総務部長が答弁しておりました。

平成27年度から小学校にエアコンを設置しますが、現在は電気で考えて

いることについて、ガスの方が安価であるのではないかと一般質問でございました。教育次長より地盤が軟弱であり液化化の心配や、東北・淡路の震災を振り返ると、都市ガス等では災害時等の際に復旧までに1か月程度を要するが、電気は5日程度で復旧されたということも含め総合的に判断して、電気で実施させていただきたいと答弁をしております。

最後になりますが、明日終業式・修了式が行われ、学校の活動が終了することになりますが、残り1週間で新しい体制になり先生が異動されます。

終業式が終わった後に離任式が各学校で執り行われ、新聞発表は27日の予定です。

---

#### **日程第4 報告第1号 瑞穂市教育員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について**

○**委員長** 日程第4 報告第1号 瑞穂市教育員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第4 報告第1号 瑞穂市教育員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、教育委員会へ報告する。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、分掌事務を定めるため、市規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

第2条の委任の中について、子育て支援に関することで支援とはどのような業務がありますか。

○**幼児支援課長** 子ども・子育て支援法の中には保育所・支援センター・放課後児童クラブ等がありますが、全て含めて子ども・子育て支援となります。

○**委員長** 児童手当などは子育て支援ではないですか。

○**幼児支援課長** 福祉部と事務分掌で別れており、児童手当や児童扶養手当は福祉部にて対応しています。

○**委員長** それも大きく分ければ子育て支援ということになりますが、今回の案件については、子育て支援の一部としないといけないのではないのでしょうか。これでは、全部委任したことになるのではないのでしょうか。

保育所運営についての事務委任は含まれますか。

○**幼児支援課長** はい。

○**教育総務課長** 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の第1条趣旨に「委任し、並びに補助執行させることについては、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。」とあり、児童手当や児童扶養手当は市長部局の方に条例を設けていることから、この規則における「別に定めのあるもの」として認識しております。

○**委員長** 教育委員会は独立機関でありますので、委任される業務の内容を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。

保育料の徴収は市長が行い、保育料の減免は教育長で行うのでしょうか。

○**教育総務課長** はい。

○**委員長** 教育委員会として、委任される業務の内容を明確にしておく必要があると思われますので一度検討してください。

その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。

日程第4 報告第1号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

---

## 日程第5 報告第2号 なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の制定について

○**委員長** 日程第5 報告第2号 なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第5 報告第2号 なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の告示案について、教育委員会へ報告する。平成27年3月25日提出、瑞

穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、生涯学習地域振興補助のうち、本要綱はなかよしクラブみずほへの補助手続きを定めることを趣旨とした交付要綱であり、他の補助金要綱とは別に市告示を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

市長部局が告示するものですか。

○生涯学習課長 はい。

○委員長 第3条第2項第5号ですが、党員の集会であった場合はどのような取扱いになりますか。

○生涯学習課長 事業に対しての意味であり、政治活動を行う目的の場合は補助対象としません。

○加藤委員 党員の方が所属して活動しても良いが、政治活動での目的の場合は補助対象としないということによろしいですか。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○委員長 第2項第3号と重複しているのではないですか。第5号は第3号の付属説明と解釈してよろしいですか。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○加藤委員 事務はどこが行うのでしょうか。

○生涯学習課長 なかよしクラブみずほです。

○委員長 市長部局は承認済みでしょうか。

○生涯学習課長 はい。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

日程第5 報告第2号 なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の制定について、承認することと致します。

---

## 日程第6 報告第3号 瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の制定について

○委員長 日程第6 報告第3号 瑞穂市文化協会補助等交付要綱の制定について

て、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第6 報告第3号 瑞穂市文化協会補助等交付要綱の告示案について、教育委員会へ報告する。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市文化協会、瑞穂市PTA連合会、瑞穂市子ども会育成協議会、瑞穂市少年リーダー運営指導委員会、瑞穂女性の会へ補助金の交付をするにあたり、補助事業を明確化するため、市告示を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

**○委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 報告第3号 瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の制定について、承認することと致します。

---

### 日程第7 報告第4号 瑞穂市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

**○委員長** 日程第7 報告第4号 瑞穂市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

**○学校教育課長** 日程第7 報告第4号 瑞穂市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について、教育委員会へ報告する。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、補助限度額を、平成27年度の国の基準に改定するため市告示の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

**○委員長** ご質疑ございませんか。

国の平成27年度予算に合わせているのですか。

**○学校教育課総括課長補佐** そのとおりです。

**○委員長** 国からの補助はありますか。

○**学校教育課総括課長補佐** 執行額の3分の1です。県からはありません。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 報告第4号 瑞穂市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

---

### 日程第8 報告第5号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について

○**委員長** 日程第8 報告第5号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第8 報告第5号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則案について、教育委員会へ報告する。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山 博信。提案理由、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行に伴い、瑞穂市立幼稚園の保育料を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

最高は8,500円ですか。

○**学校教育課総括課長補佐** そのとおりです。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第5号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

---

### 日程第9 議案第12号 平成27年度瑞穂市教育の方針と重点について

○**委員長** 日程第9 議案第12号 平成27年度瑞穂市教育の方針と重点について、

議案と致します。

事務局より説明を求めます。

**○学校教育課長** 平成27年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年度瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山 博信。提案理由、平成27年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市の目指す教育、教育の全体構想について策定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

**○委員長** ご質疑ございませんか。

小中学校教育の方針ですが、第一目標の学力向上について記載すべきではないでしょうか。

**○学校教育課長** 自ら学ぶ力を身に付け「生きる力」を育む指導を行い、教科指導で確かな学力の育成を図るための指導改善サイクルの確立において、授業の質を高めることにより学力向上に繋がると考えております。

また、学力向上につきましては総合計画の中に盛り込んであります。

**○委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第12号 平成27年度瑞穂市教育の方針と重点について、可決することと致します。

---

## 日程第10 議案第13号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について

**○委員長** 日程第10 議案第13号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について、議案と致します。

事務局より説明を求めます。

**○教育総務課長** この内示につきましては明日発表でありますので、主幹以下は退場させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

**○委員長** 承認します。会議録についても内示するまでは公開しないようお願い致します。

**○教育総務課長** 日程第10 議案第13号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年度瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山 博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第3号の規定によるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

**○委員長** ご質疑ございませんか。

人事について構想等ありますでしょうか。

**○教育長** 今回の人事については、教育委員会に長期に渡り従事してきた職員が他部署も経験しなければとのことで異動があり、特に生涯学習課が大きく変わりました。また、幼児支援課は子ども・子育て支援の関係で業務が多くなっておりますので、1名増員していただきました。

生涯学習課課長には行政の職員が就任したので、外部団体との繋がりを築いてくれるのではないかと思います。

**○委員長** 後日、教育委員会機構図の配布をお願い致します。

**○教育総務課長** 4月1日にお渡しする予定です。

**○委員長** 主幹以下の職員の入場を許可します。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第13号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について、可決することと致します。

---

### 日程第11 議案第14号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の制定について

**○委員長** 日程第11 議案第14号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の制定について、議案と致します。

事務局より説明を求めます。

**○学校教育課長** 日程第11 議案第14号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の制定について、瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱に

ついて、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年度瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山 博信。提案理由、瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱が整備されていないため制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 中体連の大会のみでしょうか。連盟の大会は別でしょうか。

○学校教育課長 はいそうです。

○学校教育課総括課長補佐 連盟の大会等におきましては遠方であり、かつ、20名以上の参加をするものにつきましては、第2条4号に該当しますので借上げ料の半額を徴収致します。

○委員長 20名以下の対策は。

○学校教育課総括課長補佐 選手派遣補助金にて対応致します。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第14号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の制定について、可決することと致します。

---

## 日程第12 議案第16号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第12 議案第16号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第12 議案第16号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求める。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

最低3人の内2人市内在住者であれば良いということですか。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○委員長 現状として部屋は足りないのでしょうか。

○生涯学習課長 利用時間帯や曜日によって重複してくる場合もあります。

○委員長 少人数で毎回使用を許可すると、色々な団体の方が使用していただけるので、施設が空いている場合に限り、3人からでも使用できる等にしないといけないのではないのでしょうか。

○生涯学習課長 施設利用については、前月の10日までに申請していただき、その段階で調整を行いますので、特定の団体のみが使用することのないように行っております。

○委員長 利用者のトラブルが無いようにお願いいたします。

○生涯学習課長 はい。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

日程第12 議案第16号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、平成27年4月20日を期限として継続審議と致します。

---

～休憩～

---

### 日程第13 議案第17号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第13 議案第17号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第13 議案第17号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求める。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、利用団体の登録要件を緩和するため及び瑞穂市呂グラウンドを廃止するため、瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

少人数での施設利用を行ってコスト的には良いでしょうか。

○生涯学習課長 利用人数が何人であっても使用料金は同じです。

○委員長 少人数での施設利用を行って、電気を大人数と同じ様に使用しランニングコスト的には良いでしょうか。利用人数で使用料金の設定を検討する必要があるのではないのでしょうか。

○加藤委員 どのような団体の方が要望してみえるのでしょうか。

○生涯学習課長 文科系の団体の方が多いですが、公民館だけではなく体育施設一体ですので各種団体の方が使用されます。

○委員長 施設利用者人数は減少していますか。

○生涯学習課長 施設利用者人数は減少していません。重複している場合も多くあります。

○委員長 市長部局とよく協議を行ってください。

○生涯学習課長 わかりました。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

日程第13 議案第17号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、平成27年4月20日を期限として継続審議と致します。

---

**日程第14 議案第18号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について**

○委員長 日程第14 議案第18号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第14 議案第18号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求める。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 フットサル等の目的外での利用したい場合に断ることに際して、トラブルにならないよう調整していただきたい。

○生涯学習課長 利用目的は申請にて確認いたします。体育館内でボールを蹴る競技については、壁等の破損の恐れがあるため禁止しております。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

日程第14 議案第18号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、平成27年4月20日を期限として継続審議と致します。

---

#### 日程第15 議案第19号 瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第15 議案第19号 瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第15 議案第19号 瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成27年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、分掌事務を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

子ども・子育て支援に関すること全てと解釈されますので、もう少し明確にするべきではないでしょうか。一度検討してください。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第15 議案第19号 瑞穂市学校評議委員会運営要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

---

**日程第 1 6 議案第 2 0 号 瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示について**

○**委員長** 日程第 1 6 議案第 2 0 号 瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 1 6 議案第 2 0 号 瑞穂市学校評議委員会運営要綱の一部を改正する告示案について、瑞穂市教育委員会事務規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 0 号により、教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 3 月 2 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市学校評議委員会運営要綱第 3 条第 2 項には、「校長が推薦し、教育委員会が適任と認めるものを委嘱する。」となっているが「学校評議員の委嘱について（通知）」に「設置者の判断により、その委嘱を校長へ委任することを防げるものではない。」とあるため改めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ありませんでしょうか。

評議員の選任について、十分留意して進めてください。

その他ご質疑ありませんでしょうか。

その他ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 6 議案第 2 0 号 瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

---

**日程第 1 7 議案第 2 1 号 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示について**

○**委員長** 日程第 1 3 議案第 2 1 号 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第 1 3 議案第 2 1 号 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。平成 2 7 年 3 月

25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、雑誌カバーの表面の表示方法について、広告雑誌スポンサーの作成を可能とするため及び第7条第2項の規定による必要な様式を定めるものとする。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

何件位ありますか。

○学校教育課長 4社～5社位です。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第17 議案第21号 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

---

## 日程第18 その他

○委員長 日程第18 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 特にありません。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にありません。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 教職員異動表配布させていただきます。

教職員の質を落とさないための経験年数に合わせた研修及び研究を盛り込み、教員を育てていく学校及び教育委員会でありたいと考えます。

○委員長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 保育所の終了証書授与式がありますのでよろしくお願い致します。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 特にありません。

○委員長 エアコン設置工事ですが、動力については十分検討して早急に実施していただきたい。

○**麓委員** 全国では教員の不祥事等がありましたが、教員としての心構えや職務規程等は毎年指導・研修を行い、瑞穂市からはそのようなことが起こさない対応をお願い致します。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

○**教育長** 平成27年4月1日 午後3時から学校教職員の着任式を巣南公民館で行います。その前に、教育委員会職員の顔合わせを午後2時30分から巣南公民館の第2講義室にて行いますのでよろしくお願い致します。

教育創生フォーラムが4月5日に国際会議場にて行われますのでよろしければご参加ください。12時30分に穂積庁舎の南駐車場にお集まりください。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成27年4月20日、月曜日、午後2時から平成27年第4回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願い致します。

---

### 閉会の宣告

○**委員長** 本日はご苦勞様でした。議題も多く重要な案件につきまして、慎重にご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時48分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年4月20日

瑞穂市教育委員会 委員長

河合 和義

委員

麓 英里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。